

○葵会の提案概要

- ・オリンピック（2020年夏）までに外国人向け医療ツーリズム病院(外国人専用病床100床)を開設したい。

設置手法：同一敷地内にある老健施設「葵の園」を近隣地に新築・移転 ⇒ 現「葵の園」を病院に改修整備

申請手続：外国人向けの「自由診療に特化した病床」として開設許可申請

主たる対象者：中国やベトナムなど主にアジアからの渡航者

○医療法（開設の許可）

- ・都道府県知事（指定都市の市長）は、病院の開設許可申請があった時には、営利を目的とする場合を除き、設備構造・人員要件に適合すれば許可を与えなければならない。（第7条）（地方自治法施行令第174条の35）

- ・都道府県知事は、医療計画の達成の推進のため特に必要がある場合には、都道府県医療審議会の意見を聴いて、開設等について、「勧告」を行うことができる。（第30条の11）

（\*民間病院のみ。公的病院には「命令」できる。）

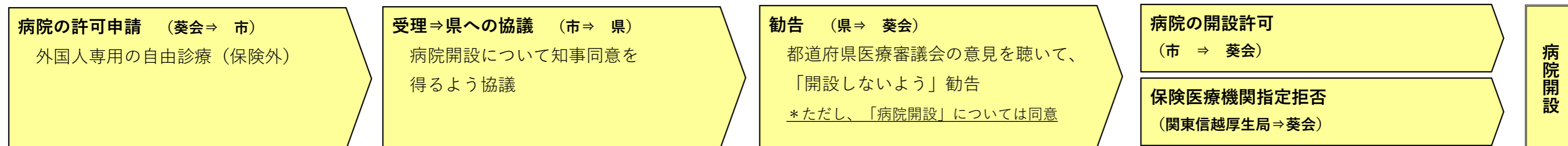
現行制度上は、設備構造・人員要件に適合すれば「開設許可」となり、かつ外国人専用病床は既存病床に加算される ⇒ 将来における新たな病床整備への影響が危惧される

○健康保険法（保険医療機関の指定）

- ・厚生労働大臣は、基準病床数を超えることになると認められる場合であって、医療法第30条の11の規定による勧告を受けている場合等に該当するときは、当該申請に係る病床の全部又は一部を除いて指定を行うことができる。

（第65条第4項）

○今後想定される本件手続きの法的な流れ



○医療ツーリズムに対する本市の基本的な考え方

「市民の利益を優先する」という基礎自治体としての立場に鑑み、『医療ツーリズム』については、将来に亘る市民への安定的な医療提供という面でのデメリットの懸念がある現時点において「賛成」の立場にはない。一方、国策への協力や市域における経済効果の期待もあることから、これらデメリットの懸念の解消を担保でき、かつ医療関係団体や住民の理解等の環境が整えば、否定する立場にはない。」

県との協議	① 出来るだけ早期に 県の公式見解、スケジュール等の確認		⑤ 調整会議・県市審議会終了後 審議会等意見を踏まえた 県、市、葵会の開設条件協議		開設条件 合意	※合意に至らない場合は別途検討が必要
医療団体調整	医師会	8/3 会長説明 8/24 三役会説明 8/28 理事会説明	9/11 葵会出席 理事会説明・意見聴取		開設条件合意後 理事会等報告	
	病院協会	8/7 会長説明	9/12 葵会出席 役員説明・意見聴取		開設条件合意後 理事会等報告	
川崎地区地域医療構想調整会議 (事務局：県、市)	地域医療構想への影響回避策 (病床機能転換、人材確保等) を議論する場		9/4 第1回会議	④ 秋頃： それぞれ開催 ・葵会から計画説明 ・委員意見聴取 ↓ ・開設条件審議		⑦ 開設条件等報告
川崎市地域医療審議会 (事務局：市)	地域医療の混乱を避ける対応策 を議論する場		8/10 第1回会議			⑧ 開設条件等報告
神奈川県医療審議会 (事務局：県)	地域医療の混乱を避ける対応策を 議論する場					⑨ 開設条件等報告
市議会（健康福祉委員会）			③ 秋頃： 委員会報告	※医療団体の意見、県の見解を 確認した後、報告		⑩ 委員会への結果報告